

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第 1 部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4	箇条 4 一般的要求事項 ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 8 8.1 8.2 箇条 15 15.3 15.4 15.4.5	箇条 8 端子 8.1 一体形端子 一体形端子は、規定の要求事項に適合しなければならない。 8.2 一体形端子以外の端子 一体形端子以外の端子は、関連する規定の要求事項に適合しなければならない。 箇条 15 構造 15.3 SELV 又は ELV で使用するプラグ及びコンセント SELV 又は ELV のコンセントを具備する制御装置の出力回路については、設置基準、電圧及び周波数に関連して入力回路として使用するコンセントとそのコンセントに直接接続するプラグとの互換性は、危険のないようにしなければならない。 15.4 回路と可触部との間の絶縁 15.4.5 回路と可触導電部との間の絶縁 可触の導電部は、適合する絶縁によって電気回路の活電	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条20	部から絶縁しなければならない。 箇条20 無負荷出力電圧 無負荷の状態では磁気回路式安定器に定格周波数の定格入力電圧を印加したとき、出力電圧は、定格無負荷出力電圧の±10%以内でなければならない。	
				附属書B	附属書 B 熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事項	
				B.4	B.4 熱的保護機能付きランプ制御装置の一般的要求事項 交換可能な部品がある場合、その部品は工具を用いる場合だけ取替え可能な設計のものでなければならない。	
				附属書C	附属書 C 過熱保護手段付きランプ制御装置の個別要求事項	
				C.3	C.3 過熱保護手段付きランプ制御装置の一般的要求事項	
				C.3.1	C.3.1 熱的保護手段は、交換可能な部品がある場合、その部品は工具を用いる場合だけ取替え可能でなければならない。	
				附属書I	附属書 I 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用磁気回路式安定器の追加要求事項	
				I.9	I.9 接地の規定 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用磁気回路式安定器は、保護接地端子をもつてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書 L L.9 附属書 O O.9 附属書 JA JA.1	附属書 L 安全特別低電圧(SELV)制御装置の個別追加要求事項 L.9 構造 安全特別低電圧(SELV)制御装置に使用する変圧器の構造は、過度の巻線の変位が生じないように予防措置が講じられていなければならない。 附属書 O 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用ランプ制御装置の追加要求事項 O.9 接地 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用ランプ制御装置は、保護接地端子をもつてはならない。 附属書 JA 追加の安全性要求事項 JA.1 電源からの絶縁 定格二次電圧が 300V を超える変圧式安定器の変圧器は、絶縁変圧器でなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 B B.4	附属書 B 熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事項 B.4 熱的保護機能付きランプ制御装置の一般的要求事項 保護手段の機能に極性があり、極性のないプラグが付いているコード付き器具に用いる場合、両極に保護手段がなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書C C.3.1 附属書I I.3 附属書L L.7	附属書C 過熱保護手段付きランプ制御装置の個別要求事項 C.3.1 保護手段の機能に極性があり、極性のないプラグが付いているコード付き器具に用いる場合、両極に保護手段がなければならない。 附属書I 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用磁器回路式安定器の追加要求事項 I.3 一般的要求事項 二重絶縁又は強化絶縁をもつ安定器は、工具なしで橋絡又は取り外しできない熱的保護機能を具備しなければならない。さらに、保護装置の故障は、回路開放状態だけを生じさせなければならない。 附属書L 安全特別低電圧(SELV)制御装置の個別追加要求事項 L.7 短絡及び過負荷保護 安全特別低電圧(SELV)制御装置は、通常の使用中に起こり得る短絡又は過負荷によって危険になつてはならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1	箇条7 表示 7.1 表示する項目 JIS C 8147-2 の規格群で表示すべきものを表示しなけれ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		箇条9 9.5 9.5.2 附属書B B.7 B.7.1 B.7.2 附属書C C.6 C.6.2	ばならない。 箇条9 接地 9.5 独立形ランプ制御装置を経由した接地 9.5.2 独立形ランプ制御装置によって電力供給されたランプ取納部の接地 ランプ取納部への接地端子には、規定の記号を表示しなければならない。 附属書 B 熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事項 B.7 表示 B.7.1 過熱に対する保護手段を組み込んだランプ制御装置は、保護クラスに従って、規定の表示をしなければならない。 B.7.2 ランプ制御装置の製造業者は、規定の分類に従って保護タイプを宣言しなければならない。 附属書 C 過熱保護手段付きランプ制御装置の個別要求事項 C.6 表示 C.6.2 ランプ制御装置の製造業者は、規定の分類に従って保護タイプを宣言しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 18 18.1 附属書 L L.10 附属所 N N.4 N4.1	木、綿、絹、紙及び同様な繊維質材料は、含浸していない場合、絶縁物として用いてはならない。 箇条 18 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 18.1 充電部を保持する絶縁部品及び電撃保護用絶縁部品は、十分な耐熱性及び絶縁性をもたなければならない。 附属書 L 安全特別低電圧(SELV)制御装置の個別追加要求事項 L.10 部品 安全特別低電圧(SELV)制御装置の保護装置として使用する部品は、規定の要求事項に適合しなければならない。 附属書 N 二重絶縁又は強化絶縁のために使用される絶縁材料の要求事項 N.4 一般要求事項 N4.1 材料の要求事項 絶縁材料は、規定の規格群に適合しなければならない。	
第七 条 第 1 号	感電に対する 保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 10.1 10.3	箇条 10 充電部との偶発接触からの保護 10.1 感電に対する保護を照明器具の外郭に依存しないランプ制御装置は、通常の使用状態で設置したとき、充電部との偶発接触に対して十分に保護しなければならない。 10.3 安全特別低電圧(SELV)制御装置の可触導電部は、少なくとも二重絶縁又は強化絶縁で充電部から電氣的に分	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条 14 14.1 14.2	離しなければならない。 箇条 14 故障状態 14.1 ランプ制御装置は、故障状態の下で動作させたときに、規定する偶発接触に対する保護が損なわれてはならない。 14.2 充電部と人が接触するおそれがある各金属部分の沿面距離及び空間距離は、規定する値未満であってはならない。	
第七 条 第2 号	感電に対する 保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 9.3 9.5 9.5.2	箇条 9 接地 9.3 プリント基板上の導体パターンで構成する保護接地用導体付きランプ制御装置 器具内用、独立形又は器具一体形制御装置において、プリント基板上の導体パターンの内部保護接地は、規定の保護接地接続抵抗の要求事項に適合しなければならない。 9.5 独立形ランプ制御装置を経由した接地 9.5.2 独立形ランプ制御装置によって電力供給されたランプ収納部の接地 接地用端子又は接地点と人の触れるおそれのある各金属部品との間の抵抗値は、規定の値以下でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9	箇条9 接地	
				9.2	9.2 機能接地 ランプ制御装置の機能接地の接触子（電位）は充電部から二重絶縁又は強化絶縁で絶縁しなければならない。	
				箇条10	箇条10 充電部との偶発接触からの保護	
				10.4	10.4 規定の値を超える定格出力電圧又は電流をもつ安全特別低電圧(SELV)制御装置については、SELV回路の導電部の一つ以上は、実効値500Vの試験電圧に1分間耐えられる絶縁体で絶縁しなければならない。	
				箇条12	箇条12 耐電圧 ランプ制御装置は、十分な耐電圧をもたなければならない。	
				附属書I	附属書I 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用磁気回路式安定器の追加要求事項	
				I.11	I.11 高電圧インパルス試験 規定の高電圧インパルス試験に耐えなければならない。	
				附属書L	附属書L 安全特別低電圧(SELV)制御装置の個別追加事項	
				L.8	L.8 絶縁抵抗及び耐電圧	
				L.8.1	L.8.1 一般 安全特別低電圧(SELV)制御装置の絶縁抵抗及び耐電圧	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					は、十分でなければならない。	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 18 18.2 附属書 C C.3.2	箇条 18 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 18.2 感電保護のために用いる外部絶縁部品及び充電部を所定の位置に保持する絶縁材料部品は、十分な耐炎性、耐着火性及び耐火性をもっていなければならない。 附属書 C 過熱保護手段付きランプ制御装置の個別要求事項 C.3.2 保護手段の回路破損によって、火災の危険を引き起こしてはならない。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般的要求事項 ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。	
第十一 条 第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書 B B.4 附属書 C C.3.1	附属書 B 熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事項 B.4 熱的保護手段は、ランプ制御装置と一体であり、機械的損傷から保護した位置に設置しなければならない。 附属書 C 過熱保護手段付きランプ制御装置の個別要求事項 C.3.1 熱的保護手段は、ランプ制御装置と一体であり、	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					機械的損傷から保護した位置に設置しなければならない。	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの 機械的作用によって生じる危険源によって 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与 えるおそれがないように、必要な強度を持 つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 10 10.1 箇条 17	箇条 10 充電部との偶発接触からの保護 10.1 偶発接触に対する保護のための部品は、機械的強度 が充分であって、通常の使用状態で緩みが生じてはなら ない。 箇条 17 ねじ、通電部及び接続部 故障によってランプ制御装置の安全性を損なうおそれがあるねじ、通電部及び機械的接続部は、通常の使用で起こ る機械的ストレスに耐えなければならない。	
第 十 二 条	化学的危険源 による危害又 は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学 物質が流出し、又は溶出することにより、人 体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与 えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 14 14.1	箇条 14 故障状態 14.1 一般 ランプ制御装置は、故障状態の下で動作させたときに、炎 若しくは溶融物質の放出又は可燃性ガスの発生がないよ うに設計しなければならない。	
第 十 三 条	電気用品から 発せられる電 磁波による危 害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれの ある電磁波が、外部に発生しないように措 置されているものとする。	□該当 ■非該当	—	—	一般的に人体に 危害を及ぼすお それのある電磁 波がないため、 非該当が妥当と 考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 非該当	箇条4	箇条4 一般的要求事項 ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 ■非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 ■非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.5 9.5.1	箇条9 接地 9.5 独立形ランプ制御装置を経由した接地 9.5.1 他の設備への接地接続 貫通配線又は送り配線の導体は、断面積が1.5mm ² 以上の銅又は等価の導電材料を使用しなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—		一般的に、電磁的妨害による誤動作により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						が妥当と考える。
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55015等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.2 附属書C C.6 C.6.2 附属書I I.6 附属書O O.6	箇条7 表示 7.2 表示の耐久性及び判読性 表示は耐久性があり、かつ、判読できなければならない。 附属書 C 過熱保護手段付きランプ制御装置の個別要求事項 C.6 表示 C.6.2 ランプ制御装置の製造業者は、規定の分類に従って保護タイプを宣言しなければならない 附属書I 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用磁器回路式安定器の追加要求事項 I.6 表示 規定した表示に加え、二重絶縁又は強化絶縁をもつ安定器は、規定の図記号を表示しなければならない。 附属書O 二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用ランプ制御装置の追加要求事項 O.6 表示	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					規定した表示に加え、二重絶縁又は強化絶縁をもつ器具内用ランプ制御装置は、規定の図記号によって識別できなければならない。	
第二十 条第1号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ）製造年</p> <p>（ロ）設計上の標準使用期間</p> <p>（ハ）設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>（イ）製造年</p> <p>（ロ）設計上の標準使用期間</p> <p>（ハ）設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-1:2021

規格名：ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—